

日進市公共施設等総合管理計画【概要版】

1 計画の策定主旨

本市が保有する公共施設は、施設の老朽化や社会情勢の変化に伴い、更新・改修費用の増大や施設需要の変化等、様々な課題への対応が求められています。これらの課題を明確にし、長期的な視点をもって更新・修繕等を総合的かつ計画的に行うことの必要性から、「日進市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

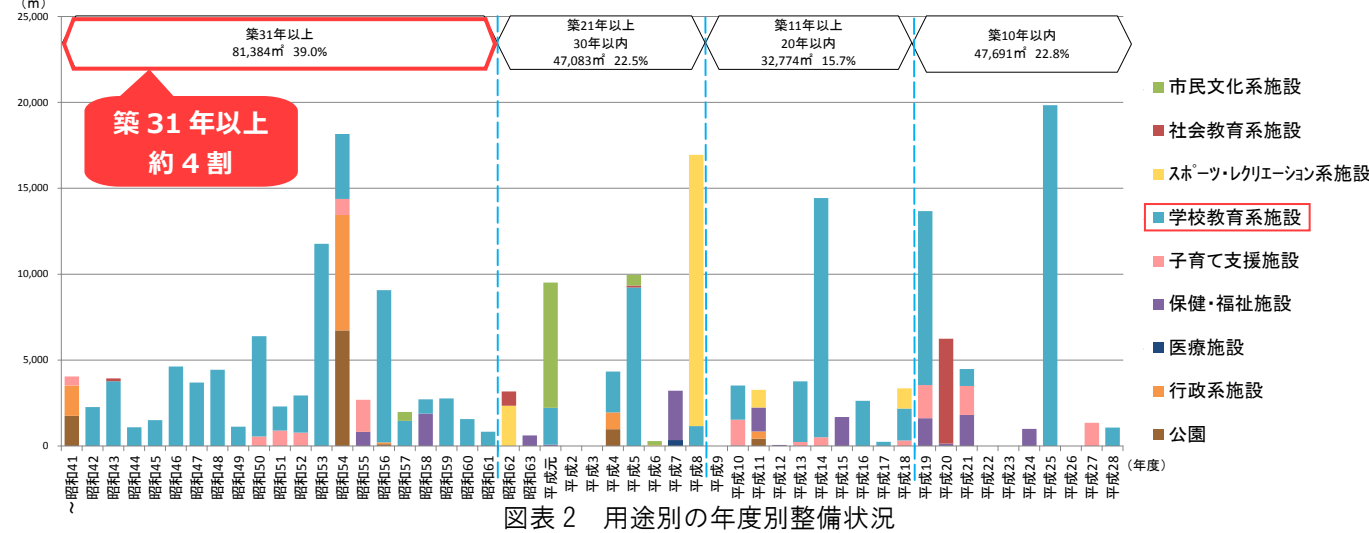
対象施設	市が保有する全ての公共施設等 公共建築物 庁舎、学校など インフラ資産 道路、橋梁など
計画期間	平成29年度から 平成68年度までの40年間

図表1 対象施設と計画期間

2 公共施設等の現況及び将来の見通し

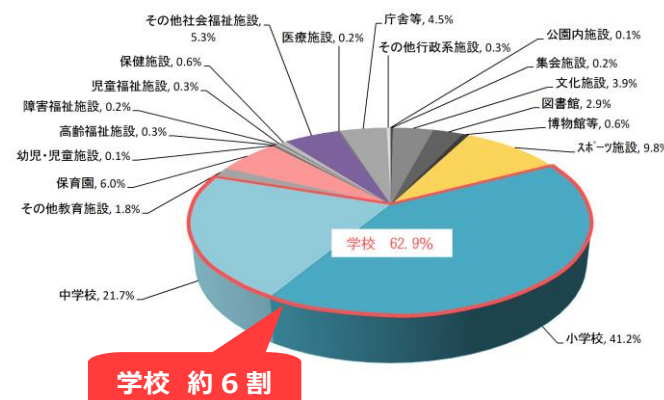
公共建築物の保有状況 約4割の施設が建築後31年以上を経過しています。

本市では、57施設（143棟）、延床面積で約21万㎡の公共施設を保有しています。そのうち建築後31年以上を経過している施設が全体の約39%となっており、その中でも学校教育系施設が多くを占めています。



用途別保有状況 学校が約6割を占めています。

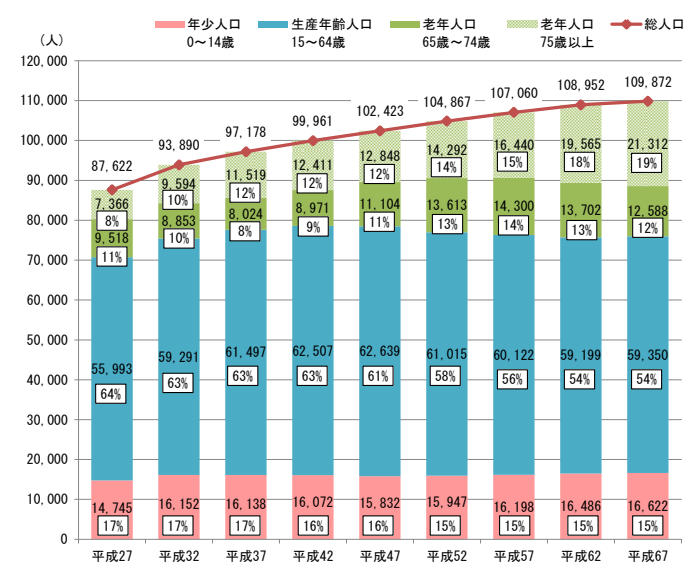
本市が保有する公共建築物のうち、約63%を小中学校が占めています。



本市の公共施設等の保有量は、全国の類似団体の保有量と比較すると、少なくなっています。
※日進市：市民一人当たり 2.37㎡
類似団体：市民一人当たり 3.84㎡

将来人口の推移 高齢化が進みます。

本市の平成27年から67年までの40年間の将来人口の見通しは、総人口が25%増加するものの、老年人口の増加が著しく、高齢化が進行する見通しと言えます。

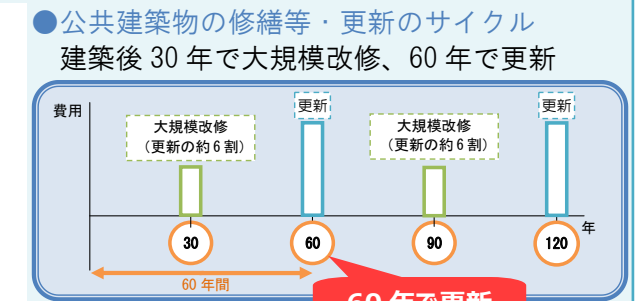
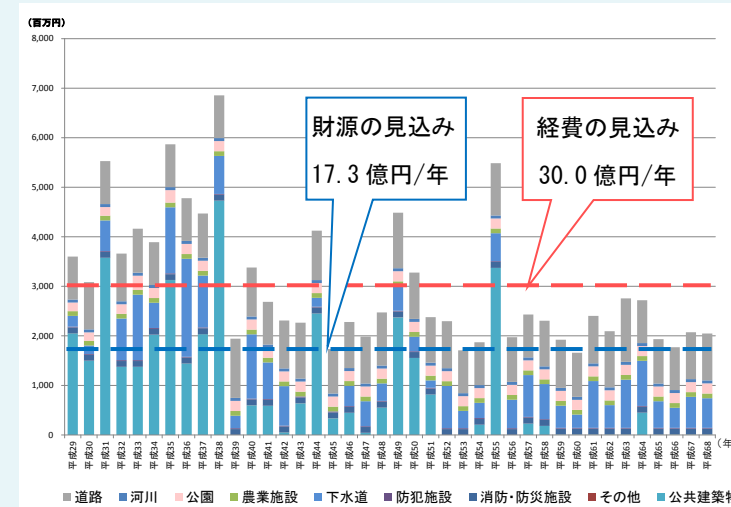


3 公共施設等の現状や課題の検討（総務省/日進市モデルによる比較）

公共施設等の財政面での課題を明確にするために、公共施設等の修繕等・更新に係る経費の見込みを2パターンについて試算し、充当可能な財源の見込みと比較します。その際、公共施設等の修繕等に係る経費と公共建築物の更新に係る経費に分けて検討しました。

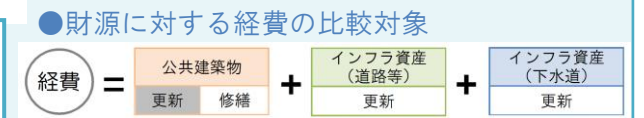
総務省モデル 総務省の試算ソフトに基づき試算します。

現在保有する全ての公共施設等を40年間維持した場合の、修繕等・更新に係る経費の見込みは1,200億円（30.0億円/年）、充当可能な財源見込みは690億円（17.3億円/年）となります。



修繕等に係る経費の見込み	充当可能な財源見込み	過不足額
1,200億円 (30.0億円/年)	690億円 (17.3億円/年)	△510億円 (△12.8億円/年)

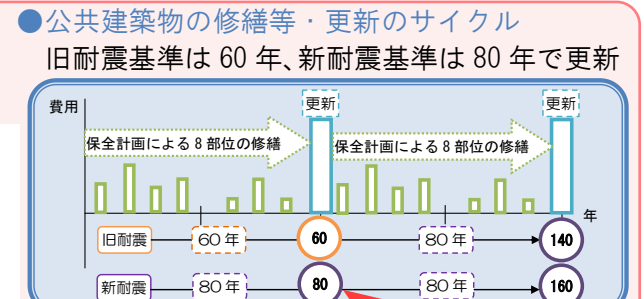
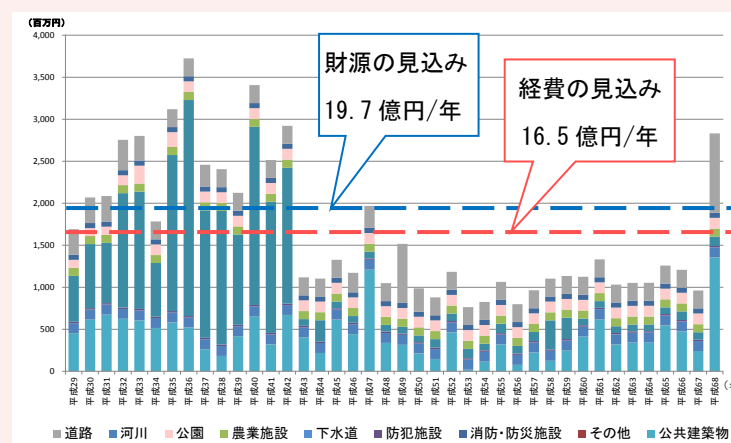
※充当可能な財源見込みは過去5年の実績より算出



総務省モデルでは、40年間で510億円(12.8億円/年)の財源が不足する見込みです。

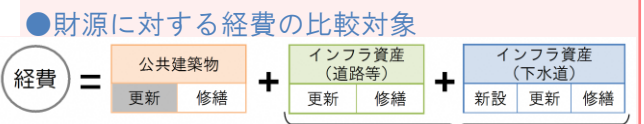
日進市モデル 策定済みの個別施設・修繕計画に基づき試算します。

現在保有する全ての公共施設等を今後40年間維持した場合、今後40年間で財源不足は生じないと想定されます。



修繕等に係る経費の見込み	充当可能な財源見込み	過不足額
658億円 (16.5億円/年)	788億円 (19.7億円/年)	130億円 (3.3億円/年)

※充当可能な財源見込みは過去5年の実績より算出
(下水道の新設費を考慮)



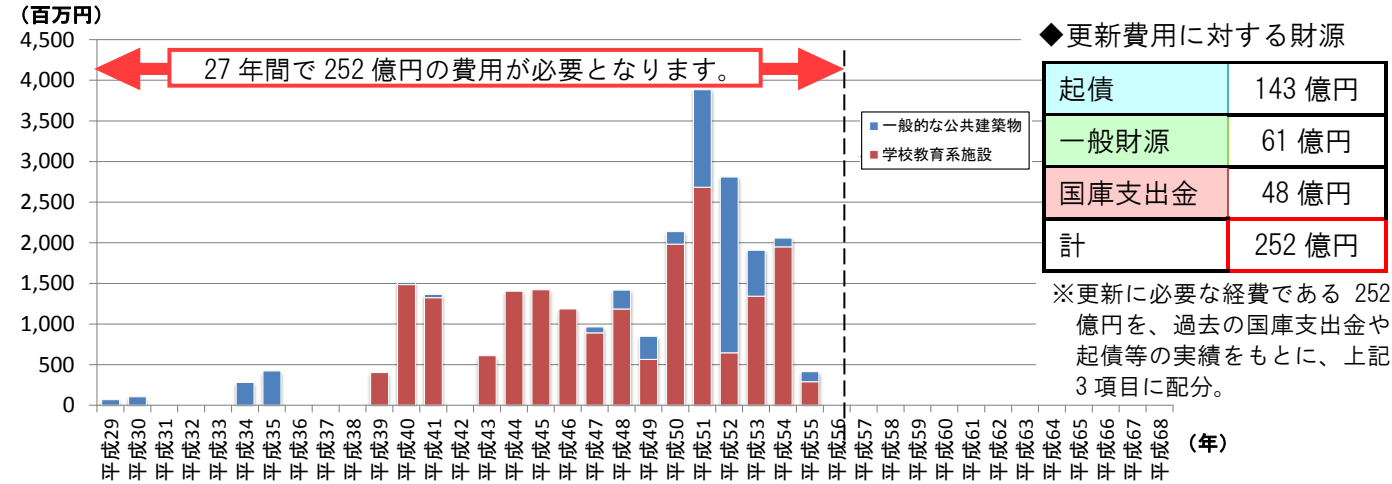
計画に沿って維持管理を実施した場合、40年間で財源の不足は生じない見込みです。

⇒ 今後は、未策定の分野においても、個別施設・修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施する必要があります。

日進市公共施設等総合管理計画【概要版】

4 日進市モデルでの公共建築物の更新に必要な財源の確保

予防保全での公共建築物の更新は、修繕のように日常的に発生するわけではなく、まとまった時期に多額な費用が発生します。そのため、基金の積み立てや起債等による財源を確保し、今後想定される更新の費用に充当することを検討します。



予防保全を前提とし、更新等に係る起債、一般財源、及び国庫支出金の割合がこれまでと同等となると想定して試算を行った場合、計画的に起債や基金の積立を行うことで、**更新費用に対する財源不足は生じないと想定されます。**

- 起債償還額** → 平均償還年数を 25 年と仮定した場合、5.7 億円/年となり、市債残高を減らすことができると想定される規模の金額となります。
- 一般財源** → 更新費用が必要となる 26 年間で 2.4 億円/年の基金の積み立てを行うことができれば、一般財源を圧迫せずに、計画的な施設更新が可能となります。

今後の人口増加（40 年間で 25% 増）に伴い施設保有量を増加させる場合は、**公共施設等の総量で、経費と財源を比較・検証**する必要があります。

◆公共施設等の修繕等に係る経費～総務省モデルと日進市モデルの考え方～

施設分類	①総務省モデル		②日進市モデル	
	修繕費用	考え方	修繕費用	考え方
公共建築物（修繕費用）	382 億円 (9.6 億円/年)	30 年に 1 度大規模改修する	172 億円 (4.3 億円/年)	公共建築物を 8 部位に分け定期的に修繕を行う
インフラ資産（道路等）	572 億円 (14.3 億円/年)	【道路】15 年に 1 度打替え 【橋梁】60 年に 1 度架替え 【その他】耐用年数等で更新	264 億円 (6.6 億円/年)	【道路・橋梁】修繕計画に基づき修繕 【その他】耐用年数等で更新
インフラ資産（下水道）	246 億円 (6.2 億円/年)	【下水道管路】50 年に 1 度更新 【その他】耐用年数等で更新	222 億円 (5.6 億円/年)	【下水道管路】計画に基づき修繕・更新・新設 【その他】耐用年数等で更新
合計	1,200 億円 (30.0 億円/年)		658 億円 (16.5 億円/年)	

◆公共建築物の更新に係る経費～総務省モデルと日進市モデルの考え方～

施設分類	①総務省モデル		②日進市モデル	
	更新費用	考え方	更新費用	考え方
公共建築物（更新費用）	445 億円 (11.1 億円/年)	60 年に 1 度更新（建替え）	252 億円 (6.3 億円/年)	旧耐震基準の施設は 60 年に 1 度更新（建替え） 新耐震基準の施設は 80 年に 1 度更新（建替え）
			起債	143 億円
			一般財源（基金の積み立て）	61 億円
			国庫支出金	48 億円

5 課題の整理

今後も公共施設等を適切に維持管理、運営し、行政サービスを継続的に提供していくための課題を、以下のように整理します。

課題 1	課題 2	課題 3
公共施設等の安心・安全性の確保 定期的及び日常的な点検を行い、適切な修繕や更新等を計画的に実施し、公共施設等の安心・安全性の確保が必要です。インフラ資産においても、計画的な維持管理が必要です。	LCC で考えた財政負担の軽減化 計画的な維持管理、ライフサイクルコスト（LCC）を考えた長寿命化等により、施設の修繕等・更新に係る経費をはじめとした、財政負担軽減等様々な取組みを並行して実行する必要があります。	施設ニーズへの変化への対応 現在の財政規模で公共施設等の修繕等・更新を考えた場合、将来的に財源不足は生じないと想定されますが、人口増加に伴い施設保有量を増加させる場合、更なる経費縮減や財源確保等の取組みが必要です。

6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本市の公共施設等を取りまく現状や課題を踏まえ、公共サービスの充実を図りながら、財政の健全化を図るための基本方針を、以下のとおり設定します。

- 公共施設の長寿命化により、施設の安全性と財政負担の軽減・平準化を図る**
公共施設等の計画的な維持管理、修繕等の長寿命化対策を実施します。また、公共建築物の将来の更新需要に対し、財源不足が生じないよう基金や起債発行額を随時調整するなど、計画的に更新を実施していきます。
- 将来の人口構造の変化を見据え、公共施設等の保有量の最適化を図る**
現在の1人当たり保有量（2.4㎡/人）を目安とし、ライフサイクルコストの縮減や公共施設の利活用等の財源確保といった様々な取組みを推進します。また、近隣自治体との広域連携による施設保有などにより、公共施設に依存しない公共サービスの提供を検討します。
- 既存の公共施設等を有効に活用し、質の高い公共サービスの提供を図る**
用途転用や複合化等の様々な手法を用いて、既存の公共施設等を有効的に活用します。また、民間事業者の資金・ノウハウを積極的に活用し、公共施設等の維持・運営に係る経費を縮減するとともに、質の高い公共サービスを持続的に提供します。

取組方針

上記基本方針に基づく具体的な取組方針を以下 9 項目について定め、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に行うとともに、10 年ごとの計画の見直しによるフォローアップを実施し、本計画を推進していきます。

1. 点検・診断等の実施方針	2. 維持管理・修繕等・更新の実施方針	3. 安全確保の実施方針
4. 耐震化の実施方針	5. 長寿命化の実施方針	6. 更新時の複合化・統合化の検討
7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	8. 近隣市町との広域連携へ向けた検討	9. 大学との連携

7 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の施設類型ごとに「1. 対象施設」「2. 施設管理に関する現状や課題」「3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」の 3 項目について整理し、上記基本方針及び取組方針に基づき、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。